

平成 21・06・16 産保近第 15 号
平成 21 年 6 月 16 日

関西電力株式会社
取締役社長 森 詳介 殿

中部近畿産業保安監督部長 清水 篤人



電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告の徴収について

当部に報告のあった電柱（鋼管柱）倒壊について、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づき、貴社に対し、本件事故の原因及び再発防止策について平成 21 年 7 月 16 日までに報告することを求めます。

なお、報告について不足がある場合は、追加的に報告を求めることがあります。